

議案第28号

佐野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
佐野市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐野市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について実施機関の諮問に応じて調査審議するため、佐野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び議会をいう。

(2) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関（議会を除く。）

ウ 佐野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐野市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問した議長

(3) 情報 情報公開条例第11条第1項に規定する決定（次条第1号に

において「公開決定等」という。)に係る情報(情報公開条例第2条第2項に規定する情報をいう。)をいう。

- (4) 開示決定等 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をいう。
- (5) 保有個人情報 開示決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第5条の規定による情報の公開の請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (4) 佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年佐野市条例第 号)第4条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報に記録されている内容又は保有個人情報に含まれている事項の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第12条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された情報若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又はそれらに係る写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、実費の範囲内において手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 第4項の規定による手数料の額及び前項の規定による手数料の減額又は免除については、佐野市手数料条例（平成17年佐野市条例第66号）に定めるところによる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第15条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（審査請求に係る調査審議以外の調査審議）

第16条 審査会は、第4条第2号、第4号又は第6号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審査会は、第4条第2号、第4号又は第6号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(情報公開条例の改正及び個人情報保護条例の廃止による旧審査会の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に佐野市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年佐野市条例第 号）による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第15条第1項及び佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐野市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の佐野市個人情報保護条例（平成17年佐野市条例第9号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第31条第1項の規定により設置された佐野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第15条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務及び旧個人情報保護条例第31条第8項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報に係る秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(旧個人情報保護条例の廃止による旧審議会の廃止に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際旧個人情報保護条例第30条第1項の規定により設置された佐野市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)が行っている旧個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。
- 8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第30条第6項の規定による職務上知り得た個人情報に係る秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 9 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(佐野市手数料条例の一部改正)

- 10 佐野市手数料条例(平成17年佐野市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査関係手数料の項の表中「主張書面等の写し等の交付」の次に「並びに佐野市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年佐野市条例第 号)第13条の規定に基づき佐野市情報公開・個人情報保護審査会が行う意見書等の写しの交付」を加える。

理 由

佐野市情報公開条例の改正及び佐野市個人情報保護条例の廃止により、佐野市情報公開・個人情報保護審査会に関し必要な規定を定めるため本条例を制定したいので提案するものです。